

9.11、その後の世界は我々に何を問いかけたか ——暴力を管理するのは誰か

堀内 めぐみ

はじめに

2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件(以下、9.11)から15年以上が経過した。しかし、未だアル・カーイダが引き起こした9.11の衝撃はその余韻を残しているかのようである。アル・カーイダはイスラーム社会ばかりか国際社会全体に多大な思想的、政治的影響を与えている。「アラビア半島のアル・カーイダ」(AQAP)や「マグレブのアル・カーイダ」(AQIM)など、アル・カーイダの運動はまるでタンポポの種が遠くに飛んで花を咲かせるようにイスラーム世界に拡散した。またその思想的影響は欧米社会にホーム・グロウン・テロリストを生みだしている。さらに対テロ戦争の過程でイスラーム国のような疑似国家がまるでアメンバーが増殖するように国境を越えて拡大している。こうしたグローバルなイスラーム・テロの拡がりや、対テロ戦争の失敗からも明らかであり、もはや国家の安全保障の枠を超えている。

本論の目的は、グローバル・イスラーム・テロに対するアメリカの対テロ戦争において、現行の「国家の取り組み」や「国家間の枠組み」等による暴力管理の限界を分析し、グローバルな展開を見せ主権主体化⁽¹⁾しているイスラーム国を例に「超〈国家間組織〉」⁽²⁾によるグローバルな暴力管理が可能かを考察することにある。

本論の問題意識は、グローバルに拡散するイスラーム・テロを制圧する、すなわち国境を越えて拡散するグローバルな暴力⁽³⁾を管理するのは誰かということにある。9.11を契機にアメリカは戦争の論理をテロ対策に持ち込み、アフガニスタン、イラクで対テロ戦争を行ってきた。アメリカは二つのビルを倒壊された報復に、アフガニスタンのタリバーン政権とイラクのフセイン政権を打倒した。しかし、アメリカがイスラーム反米勢力との対テロ戦争に勝利できずにいるのは周知の事実である。アフガニスタンでもイラクでもアメリカは治安の回復すらままな

(1) 本稿では「神、国王、市民等の主権概念に基づき支配と服従の政治を行う政治共同体」と定義する。

(2) 本稿では「主権国家を止揚した国家間組織を超える権力組織」と定義し、「超〈国家間組織〉」と以後表記する。

(3) 本稿では暴力とは「個人や国家まであらゆる主体による物理的、心理的暴力」を指す。中でも本論では中心的暴力としてグローバル化したイスラーム・テロに焦点を当てる。

らない状況に追い込まれ、国家再建に失敗⁽⁴⁾し、事実上破綻した両国においてタリバーン、アル・カーイダそしてイスラーム国などのイスラーム原理主義勢力の浸透と勢力拡大を許してしまった。さらに彼らのテロ活動を中東、イスラーム地域のみならず欧米など世界各地に拡散させてしまった。

結局アメリカは対テロ戦争に勝利できないまま、2011年末にイラクから撤退し、2014年末には同地での戦闘任務を終了させた。また、2016年にはアフガニスタンからの撤兵も予定していたものの、2015年10月には全面撤退を断念し、一部兵力の残留を決めた。なぜ圧倒的な国力を持つアメリカが対テロ戦争に勝利できなかったのか。アメリカが勝利できないとすれば誰がイスラーム・テロを鎮圧し、グローバル化した暴力を管理できるのか。トランプ新政権はロシアと協力してイスラーム国の壊滅を目指すようだが、はたして思惑通りにいくのか。

本稿では、第一に、国家破綻によりどのように暴力が拡散していったのか、テロや内戦という暴力が中東地域やグローバルに拡散した歴史的過程を概観しながら、暴力によって主権国家が内破していく過程を検証する。第二に、マックス・ヴェーバーの「国家とは、ある特定の領域の内部における、正当な物理的暴力行使を（実効的に）要求する人間の共同体である（傍点訳書）」⁽⁵⁾を分析枠組みとして、アフガニスタンとイラクにおける対テロ戦争後のSSR（Security Sector Reform:治安部門改革）を通じた国家再建を例に「国家の取り組み」や「国家間の枠組み」の暴力管理の限界を考察する。第三に、イスラーム国への取り組みを例に「超〈国家間組織〉」がグローバルな暴力を管理できるかどうかについて検証する。

1 イスラーム・テロのグローバル化の歴史—国家破綻による暴力の拡散—

なぜイスラーム・テロがグローバルに拡散したのか、その要因はどこにあったのか。これらを明らかにするために、イスラーム・テロの略史を中東や国際社会の政治変動を手掛かりに振り返ることとする。

(1) 第二次冷戦時代

今日に至るイスラーム・テロのグローバル化の発端は、1978年4月に起こったアフガニスタンのサウル（4月）革命と呼ばれる共産革命にある。アフガニスタン人民民主党（PDPA）がクーデターを起こし、ダウド大統領や側近を殺害して共産政権を樹立した。政権樹立後、PDPAは土地改革や識字改革を強引に推し進めたが、政府の強引な改革に抗議する農民やイスラーム保守派の暴動が各地で発生した。共産政権は暴動を武力で弾圧したため、国内情勢は混乱を極め

(4) ローズ2012参照。

(5) ヴェーバー1980、9頁。

た。政権内では混乱の責任をめぐりタラキ大統領とアミン首相の対立が激化し、1979年7月にはアミンがクーデターによりタラキを追放、大統領職に就いた。

1979年12月、ソ連は国内混乱から革命政権を守るとの名目でアフガニスタンに軍事侵攻し、強硬派のアミンを葬りソ連に亡命中の穏健派のカルマルを大統領に据えた。こうして親ソ・カルマル社会主義政権と反政府イスラーム勢力、いわゆるムジャヒディン（聖戦の戦士）との間で本格的な内戦が始まった。他方、アメリカは、ソ連がイラン革命で混乱するイランに侵攻し湾岸に南下することを恐れ、ムジャヒディンへの資金提供や武器援助を通じて間接的に内戦に介入した。これにより第二次冷戦が始まり、中東だけでなくヨーロッパ、中南米での米ソの対立が激化していった。

ムジャヒディンにはアフガニスタンの伝統的イスラーム教徒だけでなく、いわゆるアラブ・アフガンズと呼ばれたアラブ諸国出身の義勇兵が大勢参加した。ウサーマ・ビン・ラーディンもパキスタンやアフガニスタンで義勇兵の世話をしていた⁽⁶⁾。こうして80年代の反ソ・アフガニスタン内戦がその後の中東、イスラームにおける苛烈な暴力を育む苗床となり、ここで支援をうけたアラブ・アフガンズがやがてイスラーム各地に暴力を拡散させたのである。

サウル革命と時を同じくして1979年2月に隣国イランではイスラーム革命が起きた。イランのイスラーム革命はイスラーム世界にシーア派、スンニ派の宗派を問わずイスラームを覚醒させ、イスラーム世界に大きな衝撃を与えた。同年11月にはサウジアラビア、メッカのアル・ハラム・モスクが自称マフディー（救世主）に率いられたイスラーム原理主義勢力に武装占拠された。1981年10月、エジプトのサダト大統領がムスリム同胞団により暗殺され、1982年2月にはシリアのハマでアサド政権は激化するムスリム同胞団⁽⁷⁾の反政府暴動を鎮圧するために、反政府組織の拠点である街ごと破壊し武力で弾圧した。

またイラン革命は中東の地域政治にも大きな影響を与えた。イラン・シーア派対湾岸産油国・スンニ派の対立構造が生まれ、湾岸産油国の中でも、かねてイランと対立関係にあったイラクが革命の混乱に乗じて1980年9月にイランに侵攻したのである。以後、1988年7月まで続くイラン・イラク戦争が始まることになる。この戦争には米ソをはじめ武器輸出国のほとんどが武器を両国に輸出し、戦争を長期化させ、イランの革命輸出の目論見を封じ込めた。他方、長期の戦争はイラクの財政を逼迫させ、フセイン政権が油田を狙ってかねてから自国の領土と主張していたクウェートを侵略する原因となった。

イラン・イラク戦争に国際世論の関心が向けられていた1982年5月、イスラエルがパレスチナ解放戦線をバイルートから追放するためにレバノンに侵攻した。イスラエルの侵攻に対抗するためにシリアとイランが支援するシーア派武装組織ヒズボラーが設立された。ヒズボッ

(6) 小杉2014、84頁。

(7) ムスリム同胞団はイラン革命に刺激され1980年にシリア・イスラーム革命宣言を出し、活動を活発化させた。同上、218頁。

ラーはイスラエルだけでなく同国を支援する欧米諸国やキリスト教武装組織を対象にレバノンにおいて武装闘争や自爆テロを繰り返した。この時初めてイスラーム勢力による対欧米テロが行われた。特にヒズボラーは1983年10月には治安維持のためにベイルートに駐留していた米海兵隊司令部に対して自爆テロ攻撃を実行し、241人の兵士が死亡した。米軍はこの事件をきっかけにレバノンから撤退、1990年の湾岸危機でサウジアラビアに派兵するまで中東から姿を消した。

こうして80年代の中東地域にはアフガニスタン内戦、イラン・イラク戦争、レバノン内戦、パレスチナ紛争など戦争や内戦、テロなどの暴力が蔓延したのである。

(2) 冷戦終焉後

1980年代末に中東各地で続いた戦争や内戦が相次いで停戦を迎えた。まず1988年5月長期戦で疲弊したソ連はアフガニスタンから撤退した。同年8月にはイラン・イラク戦争が停戦を迎え、1975年から続いたレバノン内戦も1990年に終結した。国際社会では1989年12月に米ソ冷戦が終結した。

ただし、冷戦の終焉は中東にただちに平和をもたらしたわけではなかった。むしろ冷戦後にこそ暴力をグローバル化させる新たな戦争や紛争が発生した。アフガニスタンではソ連軍撤退後に、アラブ・アフガンの義勇兵のうち、ある者はエジプトやアルジェリア、イエメンなど母国に戻ってイスラーム武装闘争に参加した。また、ある者は冷戦の終焉で混乱するユーゴスラビアやチェチェンなど新たな戦場を求めてイスラーム各地に散開した。他方、アフガニスタン国内ではソ連撤退後も軍閥間で内戦が続いた。またイラン・イラク戦争の終焉は、新たな戦争を生み出した。湾岸戦争である。湾岸戦争は、アフガニスタン内戦やイラン革命に触発されたイスラームによるテロを一層激化させグローバル化させるきっかけとなった。

1990年7月、イラクがクウェートを侵略し、アメリカはサウジアラビアに大軍を派兵した。聖地メッカのあるサウジアラビアを米軍に汚されたことにウサーマ・ビン・ラーディンは憤り、アル・カーイダや「イスラーム集団」などイスラーム原理主義勢力が中東をはじめ、世界各地で反米テロを本格化させ始めた。1993年2月には世界貿易センタービルの倒壊を狙い地下駐車場爆破事件を起こしている。その後1996年6月にサウジアラビアのアルコバルで米軍住宅が車載爆弾で破壊され、1998年8月にはケニアのナイロビとタンザニアのダルエスサラームの米大使館が同時に自爆テロで破壊された。そして、2011年9月11日、世界貿易センタービルがまるで映画のワンシーンのようにアル・カーイダの自爆攻撃で瓦解した。アメリカはアル・カーイダをかくまうアフガニスタンのタリバーン政権をただちに崩壊させたものの、タリバーンとの対テロ戦争の泥沼に足を踏み入れ、2015年10月に全面撤退を断念している。

1990年8月、フセインの誤断から始まった湾岸戦争は、その後の中東の秩序を大きく揺るがすことになった。フセインは、1983年のベイルート海兵隊司令部爆破事件で241人の犠牲者が

出ただけでレバノンを撤退したアメリカ軍が戦争をすることはないと確信し、クウェートを侵略した。1991年3月には湾岸戦争は終結したが、その後イラクと飛行禁止空域の監視にあたるアメリカ、イギリスとの間に小競り合いが続いた。そして大量破壊兵器の保有疑惑により2003年3月には、第二次湾岸戦争（イラク戦争）を仕掛け、アメリカはフセイン政権を打倒した。その後アメリカは足かけ9年にわたりイラクでの国家再建を目指したが、結局イラクもまたアフガニスタン同様の破綻国家⁽⁸⁾となりアル・カーイダやイスラーム国の台頭を許すことになった。

イスラームの暴力はエジプト、リビア、シリアにも拡大した。アラブの春が訪れ長期独裁政権を倒した民主化勢力が一度は権力を掌握するかに見えたが、民主化が成功したのはチュニジアだけである。エジプトはムスリム同胞団の支配を経て、今では軍部の支配が復活してしまった。そしてリビアではカダフィ政権崩壊後にイスラーム原理主義勢力とイスラーム世俗派の内戦が勃発した。シリアは政権崩壊こそ免れたものの自由シリア軍、アル・カーイダ、そしてイスラーム国など反政府勢力との内戦が続き、アフガニスタンやイラク同様に全土を支配できない事実上の破綻国家となってしまった。

このようにサウル革命を発火点にして、中東諸国やイスラーム諸国では、国際、地域、国内レベルで生じた様々な政治変動の中でイスラーム主義勢力⁽⁹⁾を一方の対抗軸とする暴力の連鎖が続いている。そして今やイスラーム国のような既存の主権国家体制を否定する集団まで現れるようになった。

2 対テロ戦争の挫折—主権国家による暴力管理の限界—

サウル革命に始まるイスラーム主義勢力による暴力は「国家の取り組み」や「国家間枠組み」による暴力管理の限界を示している。これまでアメリカをはじめとする国際社会は暴力により破綻国家となったソマリア、アフガニスタン、イラクで主権国家の再建に取り組んできた。しかし、国際社会は90年代半ばにソマリアを見捨て、アフガニスタン、イラクでの国家再建の努力も最終的に放棄し、今ではシリア、リビア、イエメンに対しては軍事行動以外の対策を何らとっていない。まさにホップズが『リヴァイアサン』で描いた「万人の万人に対する闘争」の自然状態が中東、イスラーム各地に広がりつつある。

なぜ「国家の取り組み」による暴力管理には限界があるのか。以下では、この問題をアフガニスタンやイラクに対するアメリカをはじめとする「国家間枠組み」による国家再建の対応を例に検討する。

(8) 本論では、破綻国家を「中央政府が一元的に国土を実効支配できない国家」と定義する。

(9) 本論では、イスラーム主義勢力とは「シーア派のイスラーム復古主義やスンナ派のサラフィー主義（イスラーム厳格派）などイスラームに基づく政治を主張する人々」と定義する。

(1) 「国家の取り組み」による暴力管理

マックス・ヴェーバーによれば「国家とは、ある特定の領域の内部における、正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間の共同体である」。この定義に基づけば、主権国家による暴力管理の要点は二つある。

第一は、「ある特定の領域」を設定することである。主権は領土主権といわれるように、領域が設定できない限り至高の権利としての主権は成立しない。したがって国境線の管理ができなくなった時、主権国家は国際法的、形式的に存在するものの事実上破綻する。

他方、「ある特定の領域」を設定しなくても「正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する人間の共同体」は存在できる。例えばローマ帝国、モンゴル帝国、オスマン朝、中国の歴代王朝のように主権国家ではないが政治共同体として存続することは可能である。「イスラーム国」もまた主権国家ではないが政治共同体という意味で「国家」といえよう。

第二は、「正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する」ことである。これにはさらに二つの要件が必要である。まず国家が「物理的暴力行使の独占」を「（実効的に）要求」できることである。言い換えるなら個人、犯罪組織、反政府勢力等の非国家主体に国家を上回る物理的暴力行使を許さないほどの暴力を国家が保有することである。次に、国家が「物理的暴力行使」やその「独占」に対する政治共同体の成員からの正当性の承認を獲得すること、いわゆる支配の正当性である。この二つの要件のいずれが欠けても国家、正確には主権国家を含む政治共同体は破綻する。

すなわち主権国家による暴力管理とは、「ある特定の領域」の設定、つまり国境の管理と物理的暴力であり、対外軍勢力と対内警察力の独占と行使に関する実効性の獲得および正当性の確立のことである。以下、この視角からアフガニスタンとイラクに対するアメリカを中心とする国家再建の問題点を検証する。

(2) ある特定の領域の設定—国境管理—

国境管理は主権国家及び主権国家体制の基本である。とはいえ厳格な国境管理はメキシコからの不法移民に悩むアメリカを見てもわかるように大国にとっても難しい。とりわけ陸地国境で取り囲まれた陸封国家にとって国境管理は困難を極める。ましてや破綻国家では一度失われた国境管理体制を再建することはなおのこと難しい。しかし、国境管理ができなければ武器や兵員が流入し、物理的暴力を管理できなくなる。国境管理の難しさ故に国家再建がままならないのが陸封国家であると同時に破綻国家となったアフガニスタンとイラクである。

アフガニスタンは日本の約1.7倍の面積をもち、四方を山岳地帯の国境に取り囲まれた陸封国家である。そのため厳格な国境管理は極めて困難である。陸地国境の中で最も問題なのはパキスタンとの国境地域である。この山岳地域には両国にまたがってパシュトゥーン人が暮らし

ている。1893年にイギリスが保護国アフガニスタンと植民地インドとの間にデュランド・ラインと呼ばれる国境線を引いた結果、パシュトゥーン人が両国に分断されることになった。しかし、両国のパシュトゥーン人の中には強固な紐帯が今なお存在しており、事実上両国とも国境管理ができない状況にある⁽¹⁰⁾。

国境を挟んでアフガニスタン側のパシュトゥーン人が住む地域にはカブール中央政府の支配が事実上及んでいない。他方、パキスタン側の連邦管轄地域、いわゆるトライバル・エリアも同様である。同地域には部族に強い自治権限が与えられており、パキスタン政府もこの地域の支配を確立していない。そのため両国はアフガニスタン国境を事実上管理できておらず、人や物資が両国の間を容易に行き来している。また両政府の実効支配が及んでいない同地域はアル・カーイダやタリバーンの格好の隠れ家となり、対テロ戦争での米軍の攻撃も効を奏さなかった。

イラクもまたアフガン同様に事実上の陸封国家である。海への出口はペルシア湾（アラビア湾）に注ぐシャットル・アラブ河幅50kmの河口のみである。また分断されたパシュトゥーン人のようにイラクもまた北部地域にイランとイラクをまたいで居住するクルド族を抱えている。世界最大の少数民族として有名なクルド族は古くから独立運動を試みており、その結果両国を越境する活動が活発化し、両国に国境問題をもたらしてきた。さらに南部にはシャットル・アラブ河の国境を挟んでアラブ系シーア派が暮らしており、やはり国境管理を難しくしている。イラン・イラク戦争においてイラクが占領したのはイランのアラブ系住民居住地域で、占領期にはアラビスタン州と改名までしている。こうした国境管理の難しさが国境線問題として、かつてはイラン・イラク戦争の引き金となり、現在はイラクの国家再建の妨げとなっている。

国境管理は一国だけでは限界がある。アフガニスタンの場合、パキスタンはもちろんイラン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、タジキスタンなど隣接諸国と協力して国境管理をしない限り兵員や武器の流入を食い止めることはできない。しかし、アフガニスタンとパキスタンの間にはデュランド・ライン失効問題や密輸入品問題⁽¹¹⁾があり、両国の関係は必ずしも良好ではない。他方イラクの場合にも隣国のイラン、ヨルダン、シリア、トルコの協力がない限り国境管理は難しい。しかし、シリアが破綻状態にある現在、シリア自身が自らの国境を管理できずにいる。

(10) 深町2008参照。

(11) 1883年に締結された合意文書には記載されていないものの、デュランド・ラインは100年後に失効したとの主張が2000年代に入った頃からインターネット、新聞、口コミ等で広まり始めた。アフガニスタンはデュランド・ラインを国境線とは認めておらず、ベシヤワールやクエッタなどの都市をアフガニスタン領とするウェブサイトも見受けられる。また内陸国アフガニスタンへの輸入品は無税でパキスタンのカラチで通関され、陸送される。無税の輸入品をパキスタンに安価で密輸出する違法行為が横行したために、パキスタンの経済が打撃を受けたと言われている。同上、86頁、88-90頁。

(3) 物理的暴力の独占の実効的要求

国境管理が困難であり、イスラーム戦士や武器の流入を阻止できないとすると、国家が反政府勢力を圧倒するだけの圧倒的な軍勢力、警察力を事実上独占することが重要となる。それによりはじめて「物理的暴力行使の独占」を「(実効的に) 要求」できる。その具体的な試みが紛争後の破綻国家再建で行われる SSR (Security Sector Reform: 治安部門改革) である⁽¹²⁾。少なくとも主権国家ではなくても政治共同体を建設するには、一元的、排他的に暴力を独占することが必要である。しかし、アメリカをはじめ国連等の「国家間の枠組み」によってアフガニスタンとイラクで SSR が実施されたが、結局功を奏さず、両国は破綻国家となってしまった。

アフガニスタンにおける SSR は、2002 年 4 月にスイスのジュネーブで開かれたアフガニスタン治安支援国会合 (Afghanistan Security Donors Conference) で決定され、SSR の主要 5 分野として①新国軍創設、②警察改革、③司法改革、④麻薬対策、⑤DDR (武装解除・動員解除・社会復帰: Disarmament, Demobilization, Reintegration) が定められた。中でも SSR の第一歩は DDR である。DDR ができてはじめて新国軍建設や警察改革を進めることができる。ちなみにアフガニスタンの DDR は日本がアフガニスタン国防省を支援して実施された。

しかし、現在でもタリバーンの攻勢が続いていることから分かるように、アフガニスタンでの DDR は失敗したといえよう。その原因は、そもそも DDR の目的が DDR ではなかったからである。「アフガニスタンにおける DDR の最大の目的は、各地に群雄割拠していた旧国軍 (軍閥勢力) を解体することによって治安を改善し、中央集権化による国家建設を支援することにあった」⁽¹³⁾ のである。アフガニスタンの DDR が「非常に政治的プロセス、かつ信頼醸成のプロセスでもあった」ために、「正当な物理的暴力行使の独占を (実効的に) 要求する」ことができなかったのである。

通常 DDR とは、国連のような第三者の中立機関が紛争の両当事者に対し、あるいは勝者が敗者に対して行うものである。しかも、DDR を実施する側は、DDR をされる側よりも物理的暴力が上回っている必要がある。物理的暴力において優位にある側が、武装解除に応じるわけではないからである。こうした常識に反し、アフガニスタンでは勝者である北部同盟の旧国軍の軍閥がまず中央政権の権威を確立するために自発的に武装解除に応じたのである。逆に敗者であるはずのタリバーンには DDR は行なえなかった。そのため軍閥の権力の源泉である重火器は回収できたものの、最初から回収の対象にはなっていなかったタリバーンら反政府勢力の小火器はそのままになってしまった。そのためアフガニスタンには小火器で武装した集団が

(12) 上杉、藤重、吉崎 2012 参照。

(13) 上杉、篠田、瀬谷、山根「平和構築に向けた社会的能力の形成と国際協力のあり方に関する調査研究」(HIPEC)、発行年記載なし)、(頁記載なし、pdf ファイル 4 / 31) <http://home.hiroshima-u.ac.jp/hipec/HipecHPmoto/ja/products/RP1.pdf> (最終アクセス 2015 年 3 月 31 日)

約1,800グループ、数にして約12万人⁽¹⁴⁾も残ったのである。こうした集団は、2001年の暫定政府から2002年の移行政府へとアフガニスタン政府の政治体制が整うにしたがい非合法化された。そしてこれら非合法武装集団の武装解除、いわゆるDIAG（Disbandment of Illegal Armed Groups）がアフガニスタン政権および同国の治安回復を支援する国際社会の最大の課題となった。しかし、国際社会が支援してもアフガニスタン政府には全土でDIAGを実施するだけの治安能力はなく、SSRは失敗した。

アフガニスタンにおけるSSRによる物理的暴力行使の独占の試みは、まずDDRによる旧国軍の解体と新国軍の創設、次いでDIAGによる非合法武装集団の武装解除の二段階になっていた。しかし、DIAGに失敗し、今日に至ってもタリバーン勢力を一掃できないのが現状である。NATOを中心とするISAF（International Security Assistance Force：国際治安支援部隊）の国際支援を受けたものの、結局、アフガニスタン政府は、「正当な物理的暴力行使の独占（実効的に）要求する」ことができなかったのである。

他方、イラクにおけるSSRの特徴はアメリカが行った占領行政の結果治安が悪化し、その治安を回復させるためにアメリカ軍が、治安能力を構築できなかったイラク新政府に代わって、地域の治安を部族に委ねたことにある。その結果、政府が「正当な物理的暴力行使の独占（実効的に）要求する」ことができなかったのである⁽¹⁵⁾。

イラク戦争ではアメリカを中心とする有志連合がフセイン政権を崩壊させた結果、勝者によるSSRやDDRが行われることになった。2003年5月の大規模戦闘停止後、CPA（Coalition Provisional Authority：連合国暫定当局）は旧国軍を解体した。DDRのうちDD（武装解除・動員解除）は行ったが、兵士のR（社会復帰）にまでは手が回らなかった。その結果35万人もの失業者が誕生した。また国軍が保有する武器を十分に管理できなかったために大量の武器が各地に流出した。イラクの治安は、国軍の解体も原因となって悪化した。

また治安が悪化した別の原因として、CPAが占領行政の一環として制定した脱バース党法により、前政権を支えてきたスンニ派のバース党員の多くが政治過程から排除されたことがあげられる。2005年12月には国民議会選挙でシーア派イスラーム主義政党による連立政権が成立し、これまで政権を担っていたスンニ派に代わりシーア派が主導権を握ったことで、両派の対立が先鋭化した。2006年2月には「イラクのアル・カーイダ」によってシーア派聖地が爆破される事件が起こり、これを契機に紛争の様相が反米闘争からシーア派とスンニ派が対立する内戦状態に変化し、イラクの治安がさらに悪化した。

こうした治安の悪化を受け、米軍は新たにCOIN（Counter Insurgency：対反乱）作戦⁽¹⁶⁾を策定し、同時にイラク覚醒評議会によるSSRを実施した。COIN作戦とは敵への軍事攻撃よりも

(14) 伊地2006 <http://www.jiia.or.jp/keyword/200606/28-ichitetsuro.html>（最終アクセス2015年3月31日）

(15) イラクのSSRについては、例えば、山尾2012参照。

(16) COIN作戦の詳細については、例えば福田2009。

民衆の保護、復興支援等を通じて民衆の支持を獲得し、反政府勢力から民衆を離反させる作戦である。一見するとCOIN作戦によって米軍はイラクでの治安を回復させたように見えるが、実際には地元の人々に治安維持の役割を担わせたことが功を奏した。それがイラク覚醒評議会である。

米軍は2006年半ば頃から、地方のスニ派の有力部族に資金と武器を提供し、彼らに地元の治安を任せた。これがイラク覚醒評議会の形成へとつながる⁽¹⁷⁾。やがて覚醒評議会は全土に広がり、人員では2008年4月には10万5千人、組織では2009年3月で約130組織にまで拡大した。覚醒評議会は治安の回復に大きく貢献したが、そのことがかえって国家再建を妨げることとなった。なぜなら、国家以外の主体が治安の維持にあたることで、中央政府が「正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する」ことができなくなったためである。

実際、中央政府は10万人規模にも膨れ上がった非公式の治安組織である覚醒評議会に懸念を示し、何とか国家の管理下に置こうとした。ここで問題となったのが財政負担である。米軍も覚醒評議会への財政負担を軽減しようと、覚醒評議会に対する管理権をイラク政府に段階的に委譲した。しかしながら、権限が委譲されるたびに膨れ上がる財政負担にイラク政府は耐え切れず、覚醒評議会への資金提供が滞るようになる。その結果、給与の遅配や欠配に不満を抱いた評議会のメンバーが治安維持の任務を放棄するようになり、再び治安が悪化していった。

「正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する」ためには、相手が要求に従わない場合には物理的暴力を行使してでも従わせるだけの物理的暴力を要求する側が保持する必要がある。しかし、アフガニスタンでもイラクでも新政権はそれだけの物理的暴力（治安維持能力）を有していなかった。またアメリカや国際社会も他国の国家再建に足るだけの物理的暴力（軍事力）を割く余裕はなかった。

(4) 物理的暴力行使の独占の正当性

仮に「物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する」ことができたとしても、「物理的暴力行使の独占」が「正当」と認められなければ、常に物理的暴力によって「物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求」し続けなければならない、主権国家は安定しない。つまり「物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する」能力とともに、「物理的暴力行使の独占による」支配の正当性の承認が国家再建には必要である。では主権国家における支配の正当性の源泉とは何か。アフガニスタン、イラクをはじめイスラーム地域で問われているのは支配の正当性の問題である。

アメリカおよび国際社会はアフガニスタンでもイラクでも一貫して民主的な国家の再建を求めた。つまり支配の正当性の源泉とは主権在民の民主主義国家であることである。

(17) 山尾2012、101-102頁。

アフガニスタンでは民主的な国家再建が行われた。アフガニスタンの各民族グループと関係諸国が合意した2001年12月5日の「ボン合意」に沿う形で和平プロセスが始まり、同月22日には暫定政府が成立、2002年6月には全土から1,600人の代議員を集めた緊急ロヤ・ジルガ(Loya Jirga: 国民大会議)⁽¹⁸⁾が開催された。このロヤ・ジルガの決定に従い移行政府が樹立され、2003年12月の憲法制定ロヤ・ジルガで憲法の制定が、2004年1月に主権在民の新憲法⁽¹⁹⁾が公布された。同年10月に大統領選挙が、2005年9月には議会選挙が行われ、12月にアフガニスタン国会が開かれた。この一連の民主化過程の基礎となっているのがアフガニスタン憲法第110条で記された「ロヤ・ジルガはアフガニスタン国民の意志の再興の表明」とされる伝統的な国民合意形成のロヤ・ジルガである。これがアフガニスタン政府の支配の正当性の源泉である。

イラクにおいても、2004年6月にイラク暫定政権がCPAから主権を「移譲」されて以降、アフガニスタン同様に民主化の道を歩んだ。2005年1月に国民議会の選挙が、3月には国民議会が開かれ、4月に暫定政府が解消され移行政府が発足した。同年10月に新憲法草案の是非を問う国民投票が、12月には新憲法に基づく国民議会選挙が行われ、2006年5月、正式に新政府が発足した。

しかし、イラクの場合にはフセイン政権からイラク暫定政権への移行過程で現政権の成立の正当性に関わる問題が生じている。それはCPAの正当性の問題である。CPA(旧称ORHA: US Office of Reconstruction and Humanitarian Assistance)は2003年4月21日に国防総省の機関として発足した。これは5月1日にブッシュ大統領が大規模戦闘終結宣言を出す10日前の出来事である。以後、かつての日本を占領統治したGHQのように、同組織は2004年6月にイラク暫定政権に「主権を移譲」するまでイラクを占領統治した。しかし、ポツダム宣言を根拠とするGHQとは異なりCPAは、フセイン政権との「降伏文書」もないままに占領行政を行ったのである。いかなる法的根拠でCPAの支配が正当化されたのだろうか。CPAはいつから、誰によって、イラクの統治の権限を委譲されたのだろうか⁽²⁰⁾。

(18) 近現代アフガニスタンにおける最高決議機関。元来は、部族の重要事項を長老たちが集まって話し合いで決めていたパシュトゥーン系の伝統的慣習に基づくものと思われる。アフマド・シャー・アブダラーによるドゥッラーニー朝建国や、20世紀に入ってから憲法制定などの重要問題が起こった際に召集され、審議のうえ決議された。参加資格に明確な規定があるわけではなく、1964年に開催された際には、国会議員、閣僚、国王の任命した者など455名が参加したという。70年代末以降の共産政権はここでの決議に正当性を求めようとし、87年にはカルマル政権と反政府勢力との間で1860名からなる集會が開かれ、将来像について話し合われた。ソ連軍侵攻以降、タリバーンが台頭し、2001年の戦争で同勢力が崩壊してからは、国民和解のための決議機関として期待が寄せられている。しかし、多様な価値観と民族構成をもち、周辺諸国の利害が複雑に絡み合っているこの国で、新たに有意義な集會が持たれるまでには多くの困難が予想される。(大塚、小杉、小松、東、羽田、山内2002、1072頁。)

(19) 英訳は以下参照。https://www.google.co.jp/#q=afghanistan+constitution (2015年3月31日最終アクセス)

(20) CPAの法的根拠について様々な問題があることを指摘したものとして、例えばTalmon 2008。

2003年10月16日の安全保障理事会第4844回会合で採択された安全保障理事会決議1511⁽²¹⁾では明確に「イラクの主権がイラク国家に存する (the sovereignty of Iraq resides in the State of Iraq)」と明記されている。また「決議1483(2003)に定められた適用可能な国際法による暫定占領当局(以下「当局」とする)の特定の責任、権限および義務の履行は一時的なものであり」とも記されている。一方、決議1511に引用された国連決議1483⁽²²⁾には「2003年5月8日の米国と英国の常駐代表からの安全保障理事会議長宛て書簡(S/2003/538)に留意するとともに、統合同令下にある占領勢力(以下「当局」とする)として、適用される国際法による両国の特殊な権限、責任および義務を認識し(recognizing)」とある。決議1483を見る限り国連は単にアメリカ、イギリス両国の「特殊な権限、責任および義務」があることを認識したに過ぎない。また決議1483に引用された書簡で、アメリカ、イギリス両国は、CPAの目的について、「政府の権限を遂行し、一時的にかつ必要に応じて、とりわけ安全を提供し、人道援助を実施し、大量破壊兵器を除去すること」と記し、「我々の目的はできる限り早急に統治責任をイラクを代表する当局に委譲することである」⁽²³⁾とした。委譲したのは統治責任だとして、誰がアメリカ、イギリスに統治責任を委ねたのか。そもそも統治の権限は主権の主要な一部ではないのかという点は明らかになっていない。

CPAはあたかもホップズの「戦争状態」にある人々の信託を受けないまま、外部勢力が人々に「安全を提供し、人道援助を実施し」、国家を再建する試みである。善意で解釈すれば、人道的国家建設である。他方、国際法では明らかに内政干渉である。しかし、戦争を仕掛けたアメリカ、イギリスとすれば、主権国家体制の枠組みではイラク戦争後の混乱を治めるには内政干渉による国家再建はやむをえなかったかもしれない。ただし、外部勢力による国家建設は、いかに人道的であろうが、人々の信託を受けていないゆえに正当性を確保できない。

国境管理及び物理的暴力の実効的要求は国家の物理的暴力の能力の問題である。アフガニスタンやイラクのように一度破綻した国家が主権国家を再建する物理的能力を回復するのは困難である。とはいえ、それを外国や国際社会が支援したとしても、支配の正当性をめぐり対立が絶えない。アフガニスタンやイラクでは現政権は支配の正当性を主権在民の憲法に求めている。

(21) S/RES/1511 (2003) <http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Iraq%20SRES1511.pdf> (最終アクセス2015年3月31日)。和訳は国際連合広報センター http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1087/ (最終アクセス2015年3月31日)。

(22) 同上。

(23) 原文は以下の通り “to exercise powers of government temporarily, and, as necessary, especially to provide security, to allow the delivery of humanitarian aid, and to eliminate weapons of mass destruction”, “Our goal is to transfer responsibility for administration to representative Iraqi authorities as early as possible.” <http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Iraq%20SRES1483.pdf> (最終アクセス2015年3月31日) 和訳は国際連合広報センター http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1128/ (最終アクセス2015年3月31日)。

他方対立するタリバーンやイスラーム国は人定法である憲法を認めずコーランこそ支配の正当性の源泉とみなしている。いわば主権在神である。さらにイラクでは現在のシーア派主導の政権に対し、国際法上問題の多いCPAにより政治過程から排除されたスンニ派は不満を抱いている。

結局、アフガニスタン、イラクに共通する国家再建の問題は、外国勢力の支援を受けた政府による「国家の取り組み」が能力的にも正当性においても限界があることを示している。同時に一度破壊された主権国家を再建するには「国家間枠組み」が能力的にも正当性においても限界があることをアフガニスタン、イラクの事例は示している。

3 イスラーム国の挑戦—「超〈国家間組織〉」による暴力管理の限界—

上述したように、「国家の取り組み」や「国家間枠組み」の限界の間隙を縫うようにして国境なき政治共同体、すなわち主権主体としてのイスラーム国⁽²⁴⁾が登場してきた。以下では、はたして「超〈国家間組織〉」がグローバルな暴力を管理できるかどうかについて、イスラーム国を例に、その取り組みと限界について考察する。

(1) 主権主体としてのイスラーム国

イスラーム国が国境を持たない主権主体である理由は、彼らがカリフ（アッラーの後継者、代理人）によるウンマ（ムスリム共同体）の統治、すなわちカリフ制を行っているからである。そもそもウンマには主権国家のような領域性はない。領土主権を超越していることが主権国家とは異なるウンマの最大の特徴である。その理由は、「主権は神と預言者、クルアーンとスンナにある」⁽²⁵⁾からである。そのためイスラーム教を信ずる者はどこにしようとイスラーム共同体の成員であり、現実世界ではイスラーム教徒が暮らしている地域がウンマの領域である。ウンマの非領域性がイスラーム国に主権国家とは異なる主権主体としての性格を与え、同時にウンマの本質そのものでもある。イスラーム国が既に歴史上の事件と化しているサイクス・ピコ協定に反対しているのは、秘密協定によって、イギリス、フランスが勝手に国境線を引いたからだけではない。国境線そのもの、つまり国境線で区切られた「領域国民国家」がウンマとは

(24) 酒井啓子は『『イスラーム国』の存在そのものが、国家主体を軸として成立した近代国際政治の闇の部分こそさらに強調したものであるように見える。『イスラーム国』が突きつける刃は、中東において過去に積み重ねられてきた国家間同盟関係や域内秩序に対してばかりか、制度化された国家という存在を前提につくられてきた、国際政治のあり方そのものに向けられている。』と指摘している。酒井啓子『『イスラーム国』が浮き彫りにする国際政治の闇』、吉岡明子、山尾大編『『イスラーム国』の脅威とイラク』岩波書店、2014年、278頁。

(25) 中田2015b、121頁。

相いれないが故に反対しているのである。このようにカリフ制を布くイスラーム国は現在国境線で区切られているアラブ諸国を含めすべての主権国家の存在も否定し、したがって主権国家体制すなわちウェストファリア体制も否定している⁽²⁶⁾。

イスラーム国のもう一つの特徴は、現実空間のみならずサイバー空間においてもウンマを想像し、創造していることである。現存する国民国家が「想像の共同体」⁽²⁷⁾のように、ウンマもまたクルアーンやスンナという、いわば情報だけで成立している想像の共同体である。ウンマにおける「カリフ制はどこかに『客体として (objectively)』存在するわけではなく、人々が心の中に『主體的に (subjectively)』構成するものである」⁽²⁸⁾。それ故にウンマやカリフ制はネットと親和性がある。ネット空間にクルアーンやスンナ、ウンマやカリフ制についての情報が広がれば広がるほどイスラーム国に同調する人も増え、国境を越えてサイバー空間にネットワークでウンマが創造され、カリフ制が構成される。その結果、ネットのウンマには多くの非イスラーム圏のイスラーム教徒が参加し、その一部が現実空間のウンマ、すなわちイスラーム国に義勇兵として参加することになるのである⁽²⁹⁾。

イスラーム国がカリフ制の再興を目指したのは、2006年頃といわれる。この年、アル・カーイダのビン・ラーディンが「カリフの古都バグダドのジハード戦士の兄弟たちよ、カリフ制の中核を作り出す機会を見逃すべきではない」と呼び掛け、まず、カリフ制の先駆けとしての領域イスラーム国家の樹立を呼び掛けた。これに呼応して、アル・カーイダを中核にイラク・スンニ派の反体制グループが結集してイラク・イスラーム国の樹立を宣言し、アブー・ウマル・バグダディーが初代の「信徒たちの長」となった。2010年にアブー・ウマル・バグダディーが殺害されると、アブー・バクル・バグダディーが第二代の「信徒たちの長」となった。

2012年にイラク・イスラーム国は反政府武装闘争が激化したシリアに「シャームの民のヌスラ（支援）戦線」を設立した。2013年4月にイラク・イスラーム国はヌスラ戦線と合併を目論みイラクとシャームのイスラーム国（ISIS）の樹立を宣言した。しかし、ヌスラ戦線の指導者ジャウラーニーとアル・カーイダの指導者ザワヒリが合併に反対し、イラクとシャームのイスラーム国とヌスラ戦線は分裂した。その後イラクとシャームのイスラーム国はシリアのラッカの行政権を奪って首都とし、支配地を拡大するだけでなく、2014年6月15日にイラク第二の都市モスルを陥落させた。そして、イスラーム教徒の宗教意識が高まるラマダーン月の始まりの6月29日にあわせアブー・バクル・バグダディーのカリフ就任、カリフ制の再興と「イス

(26)「今、人類に求められているのは、現在進行中のグローバリゼーションに相応しく領域国民国家を廃絶しヒューマニティに立脚した公正なグローバリズム、つまり全地球、全人類を不正な領域国民国家システムとグローバリズムから解放することである」同上2015、224頁。

(27) アンダーソン1997。

(28) 中田2015b、167頁。

(29) 同上2015b、174-176頁。

ラーム国」の樹立を宣言した⁽³⁰⁾。

この過程でイスラーム国や、その同調者によって中東諸国はもちろんアフリカ、ヨーロッパ、北米へと暴力が拡散していった。そして今もなお、ウェストファリア体制を打倒しカリフ制復興を目指してイスラーム国による暴力の拡散が続いている。

(2) 「超〈国家間組織〉」による暴力管理の限界

これまで見てきたようにカリフ制を目指して主権国家や主権国家体制を否定するイスラーム国やタリバーンなどの暴力に対し、「国家の取り組み」や「国家間枠組み」による暴力管理には限界がある。それではこれらに代えて主権国家を止揚した「超〈国家間組織〉」による暴力管理は可能なのか。そこには二つの問題がある。

第一は「超〈国家間組織〉」の正当性の問題である。これまでアメリカは「国家の取り組み」や「国家間枠組み」等による暴力管理の限界を「超〈国家間組織〉」のような行動で乗り越えようとした。例えばテロ容疑者を捕虜でもなく犯罪者でもない、つまり国際法も国内法も適用しない「敵性戦闘員」としてキューバのグアンタナモに拘留した。また、イエメンに対する内政干渉を行うだけでなくアメリカでの裁判もなく、アメリカ国籍を持つイスラーム指導者アンワル・アウラキを無人攻撃機で暗殺した。そして、イラクの主権を一時棚上げしCPAによるイラク占領統治を行った。これらこそアメリカが見せた「超〈国家間組織〉」としての振る舞いである。これらの行動はもちろん基本的に主権国家を対象とする現行の国際法では正当性を持ちえない。それでは、例えば国際人道法や人権法を拡大しコスモポリタン法、すなわちカントがというような世界的市民体制を前提とする世界市民法⁽³¹⁾を制定すればよいのだろうか。ただし、その際注意が必要なのは、こういった世界的市民体制はおそらく世界政府が前提となることである。なぜなら世界市民法であっても法の執行には「物理的暴力行使の独占を(実効的に)要求する」権力すなわち政府が必要だからである。

であるならば、アメリカに国家主権を超える「主権」を与えて、世界政府とし、コスモポリタン法の執行を委ねてはどうか。アメリカは事実上他国を圧倒する軍事力を持つ主体であり、国際社会においてコスモポリタン法を強制できる唯一の国である。それを他国が正当と認めれば、アメリカは事実上の世界政府となる。しかし、アメリカ、中国、ロシアが対立する国連の安保理事会を見てもわかるように、他国が一致してアメリカに「物理的暴力行使の独占を(実効的に)要求する」ことへの正当性を与えるとは考えにくい。

第二は「超〈国家間組織〉」の暴力管理の能力の問題である。そもそも「超〈国家間組織〉」ができたとして、暴力を管理する能力を有するののか。これまで世界最大の軍事力を持つアメリカ

(30) 同上2015b、161-163頁。

(31) カント2011、49-55頁。

かでさえも、イスラーム国やタリバーンが仕掛けるテロやゲリラ戦など低強度紛争⁽³²⁾ に対して、十分に対応できていない。アメリカのこれまでの対反乱作戦を見てもわかるように、国家間戦争を前提にした正規軍は基本的には低強度紛争に対応できない。そのため仮に「超〈国家間組織〉」ができたとすれば、低強度紛争に合わせ治安維持に特化した警察軍が必要となる。さらに仮定を進めて警察軍を設立させたとしても、交戦法規をどうするのかという問題がある。現在交戦法規は国際人道法で定められている。「超〈国家間組織〉」も国際人道法に縛られる。一方、主権国家体制を否定するタリバーンやイスラーム国は国際人道法を否定し、イスラーム法に従って戦闘を行う。国際人道法から見れば、事実上ルールなき戦闘である。「超〈国家間組織〉」がルールなき戦闘を行えば、国際人道法を否定することになり、それこそこれまで築き上げてきた国際法の倫理観や価値観を損なうことになる⁽³³⁾。それはまさしくイスラーム国が望むウエストファリア体制の否定である。したがってあくまでも国際人道法に従い低強度紛争を戦うことになる。しかし、それはある意味手足を縛って戦うようなものであり、相手を粉砕する物理的能力はあるが、国際人道法の故にその能力を発揮できないと推測される。

おわりに

冷戦期のイスラーム世界におけるテロ、ゲリラ、内戦、戦争などの暴力は、基本的には個々の「国家の取り組み」や米ソによる「国家間枠組み」で管理されてきた。しかし、ソ連解体後は米ソによる管理もできず、特に9.11後は残された唯一の大国アメリカでさえ「国家の取り組み」だけでは管理できない状況が生まれた。

この限界を乗り越えるためにアメリカが行ったのは、自らを「超〈国家間組織〉」に擬制することにより暴力を管理することだった。それがイラク戦争であり、CPAによるイラク占領統治であった。しかし、このアメリカの「超〈国家組織〉」の振る舞いは、イスラーム側に伏在していた、新たな主権主体としてのカリフ制再興の運動を励起した。現在、イスラーム国によるテロ、ゲリラ等の暴力はイスラームを越境して非イスラーム圏に広がりグローバルな暴力となった。

現行の「国家の取り組み」や「国家間の枠組み」ではこのグローバルに拡散する暴力を管理する能力はない。そのためアフガニスタン、イラク、シリア、リビア、イエメン、ソマリアな

(32) 低強度紛争 (LIC: Low-Intensity Conflict) については、加藤1993参照。

(33) イスラーム国に殺害されたパイロットに対するヨルダンの報復爆撃はいかなる国際法上の根拠に基づくのか大いに疑問である。こうした国際法に違反すると思われる事象が頻発することになったのは、イラク戦争の時代以来である。ウィラーマントリーは「我々は、今まさに、国際法の歴史の転換点に立っている。なぜならば、戦後の時代を通して、国際法の基本的な諸原則に対するこれほどの大きな違反は、決して存在しなかったからである」と、イラク戦争における米英有志連合の攻撃を批判している。ウィラーマントリー2005、117頁。

どが破綻国家になった。また仮に「超〈国家組織〉」が出現したとしても、それがイスラーム国の暴力を管理できるのかは、疑似「超〈国家間組織〉」であるアメリカの事例を考えれば、その正当性や能力について疑問とせざるをえない。

「超〈国家間組織〉」の限界は、その正当性を何に求めるかにかかっている。「国家の取り組み」や「国家間枠組み」は主権国家の正当性に基いている。それでは「超〈国家間組織〉」の正当性はどこに求めることができるのだろうか。この点、イスラーム国のカリフ制は極めて明確である。カリフ制は神を正当性の源泉としている。「超〈国家間組織〉」が主権国家の延長線上にある限り、それはウェストファリア体制内の権力組織とならざるを得ず、カリフ制との対立は避けられない。結局のところ、国家を超えた権力組織が内包する脆弱性とは、拠って立つ正当性の不明瞭さにあると言えよう。

この正当性をいかに獲得するか。国境を越えてグローバル社会の成員から、例えばネットを通じて、正当性の承認を獲得できれば、「超〈国家間組織〉」は脱ウェストファリア体制の権力組織となって暴力を管理できるのではないか。そしてその正当性の源泉は神ではなく、自由と平等という普遍的価値だと考えたい。

参考文献

- アンダーソン、ベネディクト 1997『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』NTT出版、増補版、白石さや、白石隆訳。
- 池内恵 2015『イスラーム国の衝撃』文集新書。
- 伊地哲朗「DDRとDIAG」（用語解説）2006日本国際問題研究所、<http://www.jiia.or.jp/keyword/200606/28-ichitetsurou.html>（最終アクセス2015年3月31日）
- ウィラーマントリー、C. G. 2005『国際法から見たイラク戦争—ウィラーマントリー元判事の提言』勁草書房、浦田賢治訳。
- ヴェーバー、マックス 1980『職業としての政治』〈岩波文庫〉、岩波書店、脇圭平訳。
- 上杉勇司・藤重博美・吉崎知典 2012『平和構築における治安部門改革』国際書院。
- 上杉勇司、篠田英朗、瀬谷ミ子、山根達郎『アフガニスタンにおけるDDR—その全体像の考察』広島大学連携融合事業「平和構築に向けた社会的能力の形成と国際協力のあり方に関する調査研究」（HIPEC）、発行年記載なし、（頁記載なし、pdf）<http://home.hiroshima-u.ac.jp/hipec/HipecHPmoto/ja/products/RP1.pdf>（最終アクセス2015年3月31日）
- エスポズイト、ジョン・L. 2004『グローバル・テロリズムとイスラーム：穢れた聖戦』明石書店、塩尻和子、杉山香織監訳。
- 大塚和夫、小杉泰、小松久男、東長靖、羽田正、山内昌之編 2002『岩波イスラーム辞典』岩波書店。
- 加藤朗 1993『現代戦争論』中公新書。
- 加藤朗 2002『テロ—現代暴力論』中公新書。
- カント、イマヌエル 2011『永遠平和のために』〈岩波文庫〉、岩波書店、宇都宮芳明訳。
- 小杉泰 2014『9.11以後のイスラーム政治』岩波現代全書。
- 中田考 2015b『イスラーム 生と死と聖戦と』集英社新書。

- 中田考2015b『カリフ制再興—未完のプロジェクト、その歴史・理念・未来』書肆心水。
- 福田毅2009「米国流の戦争方法と対反乱（COIN）作戦—イラク戦争後の米陸軍ドクトリンをめぐる論争とその背景—」『レファレンス』11月号、4-101頁。
- 藤原帰一編2002『テロ後—世界はどう変わったか』岩波新書。
- 深町宏樹2008「第3章 南西アジアの国際関係—『アフガニスタン問題』とパキスタン」鈴木均編『アフガニスタンと周辺国—6年間の経験と復興への展望—』アジア経済研究所、79-103頁。
- ホップズ、トマス1992『リヴァイアサン』〈岩波文庫〉、岩波書店、水田洋訳。
- マムダーニ、マフムード2005『アメリカン・ジハード—連鎖するテロのルーツ』岩波書店、越智道雄訳。
- モハダム、ファザリー・M/アンソニー・J・マーセラ編2008『テロリズムを理解する—社会心理学からのアプローチ』ナカニシヤ出版、釘原直樹監訳。
- 山尾大2012「第3章 イラク覚醒評議会と国家形成—紛争が生み出した部族の非公的治安機関と新たな問題（2003～2010年3月）—」佐藤章編『紛争と国家形成—アフリカ・中東からの視角』、アジア経済研究所、101-136頁。
- 吉岡明子、山尾大編2014『「イスラーム国」の脅威とイラク』岩波書店。
- ルイス、バーナード2004『聖戦と聖ならざるテロリズム：イスラームそして世界の岐路』紀伊國屋書店、中山元訳。
- ローズ、ギデオンの2012『終戦論—なぜアメリカは戦後処理に失敗し続けるのか』原書房、千々和泰明監訳、佐藤友紀訳。
- ロヤ・ジルガ新憲法（英訳）<https://www.google.co.jp/#q=afghanistan+constitution>（2015年3月31日最終アクセス）
- Gilles Kepel 2006, *The War for Muslim Minds : Islam and the West*, Belknap Press of Harvard University Press, translated by Pascale Ghazaleh.
- Talmon, Stefan 2008 “A Plurality of Responsible Actors: International Responsibility for Acts of the Coalition Provisional Authority in Iraq” in Phil Shiner and Andrew Williams eds., *The Iraq War and International Law*, Hart Publishing, pp. 185-230.
- Tan, Andrew T H 2009 *US Strategy Against Global Terrorism : How It Evolved, Why It Failed, and Where It is Headed*, Palgrave Macmillan.
- S/RES/1511 (2003) <http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Iraq%20SRES1511.pdf>（最終アクセス2015年3月31日）。和訳は国際連合広報センター http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1087/（最終アクセス2015年3月31日）
- S/RES/1483 (2003) <http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/Iraq%20SRES1483.pdf>（最終アクセス2015年3月31日）。和訳は国際連合広報センター http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1128/（最終アクセス2015年3月31日）